

ヘルパーステーションひがし野 重要事項説明書
介護予防・日常生活支援総合事業
「介護予防型訪問サービス」

令和7年1月1日現在
有限会社ノリテック

この重要事項説明書は、お客様が、弊社の運営するヘルパーステーションひがし野の介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防型訪問サービスをご利用されるに際し、あらかじめ、お客様やご家族に対して、事業の目的や運営の方針等の重要事項についてお知らせするために作成しているものです。

また、これらの重要事項は、松山市の実施要綱に基づき事業所内にも掲示しています。

なお、以下の説明では、「お客様」を「利用者」、「弊社」を「事業者」、「ヘルパーステーションひがし野」を「事業所」、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防型訪問サービス」を「介護予防型訪問サービス」としておりますので、ご了承ください。

1 事業者の概要

- (1) 名称 有限会社ノリテック
- (2) 所在地 〒790-0852 松山市石手2丁目5番11号
- (3) 電話番号 089-914-3300 (代表)
- (4) 代表者 代表取締役 今井 典子
- (5) 資本金 5,000 千円
- (6) 事業内容 グループホーム、認知症対応型デイサービス、地域密着型デイサービス、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援事業所、サービス付き高齢者向け住宅、介護用品販売、介護福祉士実務者養成研修施設 等

2 事業所の概要 (運営規程第3、9条参照)

- (1) 名称、所在地、事業の実施地域等

事業所名	ヘルパーステーションひがし野
所在地	〒790-0852 松山市石手2丁目5番11号
電話番号、FAX番号	電話 089-914-3300、ファックス 089-914-3303
介護保険指定事業者番号	(当初) 平成26年9月26日 (更新) 令和2年9月26日 第3870110271号 (6年間)
サービス対象者	要支援の認定を受けた方又は事業対象者。ただし、要介護の認定を受けた方については、別途、訪問介護によるサービスの提供が可能です。
通常の実業の実施地域	松山市 (旧北条市、島しょ部を除く)
第三者評価の実施の有無	無

3 事業の目的及び運営の方針

- (1) 事業の目的 (運営規程第1条参照)

介護予防型訪問サービスの提供を通じて、利用者が、要介護状態等となることの予防又は要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的とします。

(2) 運営の方針（運営規程第2条参照）

- ① 介護予防型訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定して計画的に行います。
- ② 提供する介護予防型訪問サービスの質の評価を事業所自ら行い、常にその改善を図ります。
- ③ 介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、事業者の理念である「誠心誠意」を念頭に、笑顔で対応します。

*事業者の理念「誠心誠意」は、次のとおりです。

理念「誠心誠意」
一、人のために社会のためにそして自分自身のために真心を尽くします。
一、利用者様を人生の先輩として尊敬し、その人らしい生活を提供します。
一、職員同士が尊重しあい、助け合い、チームワークを大切にします。
一、仕事に誇りを持ち、向上心を持って従事します。
一、職員と職員の家族を守り大切にします。

4 職員の職種、員数及び職務の内容（運営規程第4条参照）

職種、員数	職務の内容
管理者 1名	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防型訪問サービスを提供します。
サービス提供責任者 2名以上	利用申込みの調整や訪問介護員の技術指導、介護予防型訪問サービス計画の作成等を行います。
訪問介護員 20名以上	介護予防型訪問サービスを提供します。

5 営業日及び営業時間（運営規程第5条参照）

営業日	日曜日から土曜日まで
営業時間	8時20分から17時20分まで
連絡体制	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うこともできます。

6 介護予防型訪問サービス計画の作成及びサービスの内容

(1) 介護予防型訪問サービス計画の作成（運営規程第7条参照）

介護予防型訪問サービス	① 介護予防型訪問サービスの提供に先立って、サービス提供責任者が、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防型訪問サー
-------------	-------------------------------------------------------------------

ス計画の作成	<p>ビスの目標や目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防型訪問サービス計画を作成します。</p> <p>② 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防型訪問サービス計画を作成します。</p> <p>③ 介護予防型訪問サービス計画の内容は利用者や家族に説明し、利用者の同意をいただきます。</p> <p>④ 提供する介護予防型訪問サービスの質の評価を事業所自ら行い、常に改善を図ります。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 介護予防型訪問サービスの内容（運営規程第6条参照）

種類	内容
身体介護	食事介助、入浴介助、排せつ介助、清拭、体位交換等、利用者の身体に直接接触して行う介助や、これを行うために必要な準備及び後始末のほか、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助を行います。
生活援助	身体介護以外の調理、掃除、洗濯等、日常生活の援助を行います。

7 利用者負担額、その他の費用の額（運営規程第8条参照）

(1) 利用料

利用者にお支払いいただく利用料は、介護保険の対象となるサービス利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合（1～3割）を乗じた額と、介護対象外となるその他の費用を合算した金額です。

- * 介護保険の対象となるサービス利用料は、A表（基本利用料）に、B表（加算、減算）の額を加算又は減算した額となります。なお、利用者の負担割合分を除く利用料については、法定代理受領により事業者が市町から直接受領します。
- * ただし、法定代理受領が受けられない場合には、利用者にご利用料の全額をお支払いいただきます。その際には、お支払いを受けた際にサービス提供証明書を発行します。その証明書を市町の介護保険担当窓口へ提出されると、後日払い戻しが受けられます。
- * その他の費用は、C表のとおりです。

A表（基本利用料）

区分	サービス費 単位数	利用者負担額 (単位：円)		
		1割負担	2割負担	3割負担

訪問型独自サービス 1 1 (要支援 1、2 の者及び事業対象者に週 1 回程度のサービスが必要な場合で 1 月に全部で 3 回を超えてサービスを行った場合)	1 月当たり 1,176 単位	1,176	2,352	3,528
訪問型独自サービス 1 2 (要支援 1、2 の者及び事業対象者に週 2 回程度のサービスが必要な場合で 1 月に全部で 7 回を超えてサービスを行った場合)	1 月当たり 2,349 単位	2,349	4,698	7,047
訪問型独自サービス 1 3 (要支援 1、2 の者及び事業対象者に週 2 回を超える程度のサービスが必要な場合で 1 月に全部で 11 回を超えてサービスを行った場合)	1 月当たり 3,727 単位	3,727	7,454	11,181
訪問型独自サービス 2 1 (標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合)	1 回当たり 287 単位	287	574	861

B表 (加算、減算)

加算、減算の種類 (注 1～4)	サービス費単位数	利用者負担額 (単位:円)		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算 (注 1)	1 月当たり 200 単位	200	400	600
同一建物減算 (利用者 20 人以上) (注 2)	所定単位数の△10/100			
介護職員処遇改善加算Ⅱ (注 3)	所定単位数の 224/1,000			

(注 1) 初回加算は、新規に介護予防型訪問サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の訪問月に介護予防型訪問サービスを行った場合、若しくはサービス提供責任者が初回の訪問月の介護予防型訪問サービスに同行した場合に算定します。

(注 2) 訪問介護同一建物減算Ⅰは、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者、又は指定訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物 (同一敷地内建物等を除く。) に居住する利用者に対して介護予防型訪問サービスを行った場合に算定します。

(注 3) 介護職員処遇改善加算Ⅱは、それぞれ厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の賃金の改善等を実施している事業所として松山市に届け出て、介護予防型訪問サービスを行った場合に算定します。

C表 その他の費用

(1) 交通費

利用者のご希望により通常の事業の実施地域である松山市（旧北条市及び島しょ部を除く。）を越えて訪問介護を提供した場合に、要した交通費を利用者にお支払いいただきます。

*計算方法：通常の事業の実施地域を超える地点から再びその地点に戻るまでに要する車の走行距離を1km当たり30円として計算します。

(2) 自費でご利用できるサービス（ただし、サービス付き高齢者向け住宅ひがし野ゆめ組及び夢の石手の入居者については、その入居契約書によります。）

①身体介護：食事の介助、排せつのお世話、衣服の着脱、整容、身体の清拭、通院・散歩・買い物等の付き添い、ご自宅での入浴、体位の変換 等

②生活援助：生活必需品の買い物、家事の代行、ペットの散歩、草むしりや水やり、安否確認や話し相手、定期的な見守り 等

サービス内容と金額

サービス内容	所要時間	料金（円、税込）
身体介護	20分未満	1,670
	20分以上30分未満	2,500
	30分以上1時間未満	3,960
	以降10分増すごとに	550
生活援助	20分未満	920
	20分以上45分未満	1,830
	以降10分増すごとに	460

早朝（午前6時から午後8時まで）：25%増し

夜間（午前6時から午後10時まで）：25%増し

深夜（午前10時から午前6時まで）：50%増し

(2) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。この場合には、利用予定日の前営業日の午後4時までに事業所にご連絡ください。利用日の前営業日の午後4時までにご連絡がなく、サービス提供をキャンセルされた場合は、次のとおりキャンセル料をいただきます。午後4時までにご連絡をいただくと訪問介護員のシフト変更等が容易になるものです。早期のご連絡にご協力をお願いします。

ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス利用日の前営業日の午後4時までご連絡いただいた場合	無 料

ご利用日の前営業日の午後4時までにご連絡がなかった場合	予定されていたサービスの利用者負担金の全額
-----------------------------	-----------------------

(3) 利用料のお支払方法

利用料については、翌月の20日までに請求書をお送りし、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。お支払いをいただいた際には、口座引き落とし及び口座振込の場合を除いて領収書を発行します。

- ① 口座引き落とし 毎月25日
- ② 口座振込み 月末までに振込み

口座番号：愛媛銀行桑原支店 普 2986505 伊予銀行東野支店 普 1293662

- ③ 持参（集金） 毎月月末までに持参

8 サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの提供に当たっては、事業所が選任した訪問介護員がサービスを行います。利用者が訪問介護員を指名することはできません。
- (2) 選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不相当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、交代を申出ることができます。また、事業所の都合により訪問介護員を交代することがあります。その場合、利用者に対してサービスご利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。
- (3) 利用者のお住まいで、訪問介護員が、サービスを提供するために水道、ガス、電気等を利用者の負担により使用させていただくことがあります。また、訪問介護員が事業所に連絡するために、利用者の電話を使用させていただく場合、電話代は事業所にて負担いたします。

9 緊急時等における対応方法（運営規程第10条参照）

介護予防型訪問サービスの提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応（運営規程第11条参照）

- (1) 介護予防型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、松山市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 介護予防型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

*事業所は、損害保険ジャパン株式会社の損害賠償保険に加入しています。

11 サービス内容に関する相談、苦情窓口（運営規程第13条参照）

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。いただいた相談や苦情については、お客様相談窓口で内容や原因を確認し方針を決定し迅速に対応するとともに、対応状況を苦情報告書に記録し5年間保存します。

お客様相談窓口

担当者：今井典子(代表取締役)、今井勇治(専務取締役)、管理者

電話番号：089-914-3300

受付時間：午前8時20分～午後5時20分（営業時間内）

- (2) 次の公的機関においても相談や苦情申立て等ができます。

松山市指導監査課	所在地：松山市二番町4-7-2 電話番号：089-948-6968 受付時間：月～金曜日8：30～17：15（祝日除く）
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：松山市持田町三丁目8-15 電話番号：089-998-3477（愛媛県社会福祉協議会内） 受付時間：月～金曜日9：00～12：00、13：00～16：30（祝日除く）

12 秘密保持（運営規程第14条参照）

- (1) 職員は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 職員の退職後も、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 利用者の支援方法等について検討を行うためのサービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合には、別紙「個人情報取扱規程」（抜粋）に基づいて用いるとともに、利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書によりいただきます。

13 虐待防止（運営規程第15条参照）

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに松山市に通報します。

14 その他の運営に関する重要事項（運営規程第12、16～20条参照）

以上のほか、衛生管理、身体的拘束等の禁止、業務継続計画の策定、地域との連携、記録の整備及び保存等についても運営規程に規定し、サービス提供に当たって留意します。